

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出  
霧島市長 中 重 真 一

記

1 和解の相手方

住 所       \*\*\*  
氏 名       \*\*\*

2 損害賠償の額           金 1,402,211 円

3 和解の内容の趣旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して、1,402,211円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件事故に関し、双方とも異議の申し立てや訴訟は一切行わない。

(提案理由)

平成30年6月27日（水）午後4時頃に、和解の相手方が霧島市福山町佳例川4614番1地先の農道前原線をトラクターで走行中、当該農道が地すべりを起こしたことに伴い、トラクターが転落し、和解の相手方が負傷及びトラクターが損傷したため、過失割合に応じてその損害を賠償し、和解しようとするものである。

(別紙)

事 故 概 要

- 1 事故発生日時 平成 30 年 6 月 27 日 (水) 午後 4 時頃
- 2 事故発生場所 霧島市福山町佳例川 4614 番 1 地先 農道前原線
- 3 当事者 (甲) 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号  
霧島市長 中 重 真 一

(乙) \*\*\*  
\*\*\*

- 4 事故の概要 平成 30 年 6 月 27 日 (水) 午後 4 時頃、和解の相手方が霧島市福山町佳例川 4614 番 1 地先の農道をトラクターで走行中、道路の路肩が延長 11m、幅 2 m にわたって崩れ、トラクターごと約 18m 下に転落し、負傷した。
- 5 過失割合 甲 100% 乙 0%
- 6 損害賠償金額 金 1,402,211 円